

(様式1)
許認可等の基準

		担当課	農政課	係・内線	企画係 2513
法令名	農林漁業の健全な発展 と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	根拠条項	第7条第4項第1号		
許認可等	設備整備計画の認定に係る同意 (農地法関係)				
<p>(根拠規定)</p> <p>計画作成市町村は、設備整備計画の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であつて、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けなければならないものは、当該設備整備計画について、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>(法第7条第4項第1号)</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>法第7条第5項において、都道府県知事は、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと、農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないことと認めるときは、同意をするものとされており、その審査の基準は、農地法所管課が許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分 of 処分基準に関する要綱(平成6年10月1日制定)において定める基準となる。</p> <p>なお、法第7条第11項において、都道府県知事は同意をしようとするとき、農業委員会に意見を聞かなければならないとされている。また、法第7条第12項及び第13項において、農業委員会は30アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときには、農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならず、それ以外でも必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。とされている。</p> <p>※審査基準については、下記HPを参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己所有農地の転用の許可(農地法第4条第1項) 転用目的の農地等の売買、賃借等の許可(農地法第5条第1項) <p>https://www.pref.ehime.jp/h10950/2690/kyoninka/nourin.html</p>					